

役員報酬等及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄峰福祉会（以下「法人」という。）における理事及び監事、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下合わせて「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬等)

第2条 法人定款第8条及び、第21条の各項並びに評議員選任・解任委員会規程第12条の定めにより、法人の役員等に対して報酬、通勤手当を支給する。ただし、役員等が職員である場合もしくは常勤役員ではない場合、これを支給しない。

2 支払われる常勤役員（理事長）の報酬は、業務内容に即して法人職員給与規定によって定められる額とする。また理事長手当として常勤、非常勤に関わらず別表1の額とする。これらの額については理事会において審議し、評議員会の承認を得る。その場合、法人の業務実績によって理事長の報酬は見直しされることがある。

常勤役員について病欠等欠勤が発生した場合には、月額報酬を日割り計算して支給する。

福島市内における会議等への出席の交通費については第1項に定める報酬に含まれるものとし、これを支給しない。

3 常勤役員（理事長）は法人の基本理念や事業計画を実現すべく、理事会を総理し、財務管理、労務管理、人材確保、施設整備、電力や燃料等の確保、高齢介護等に対処する。関連する社会福祉をはじめ広く社会情勢に関する情報収集、地域社会が大きく変貌する中での地域交流、さらには災害や感染症等のアクシデントに備えたリスク管理などについて、業務分野ごとに将来展望及び具体的な実施計画を策定するなどして法人事業の推進を図る。さらに別に定める理事長専決事項を適切に処理するとともに、法人の基本理念や事業運営方針を念頭に下記の各号の日常業務を行う。

- ① 法人の基本理念や基本方針等について、率先して法人職員をはじめ施設内外の関係者に対して、絶えず働きかけを行い、浸透を図る。
- ② 常日頃各事業所に出向き、ご利用者や職員等への声掛けを行うとともに、幹部職員の相談等に応じ、必要なアドバイスを行う。
- ③ 施設備品の保守管理や営繕のほか、施設の環境整備状況についても常に現状を把握しておき、ご利用者が安全、安心して暮らせる生活環境の維持、改

善に努める。

- ④ 介護職員等の人材確保のため、法人自らが積極的に現有職員の資質向上研修の充実を図るとともに、職員採用計画の整備を図り、理事長自らも関係機関や団体に直接働きかけるなど対外折衝に率先して取り組む。
- ⑤ 法令等の順守のために自ら研鑽するとともに、各職員に対しても常時その徹底が図られるよう働きかけを行う。また、理事会、評議員会での意見や内部・外部監査結果等にも留意し、法人の事業運営、財産管理を行う。
- ⑥ 定例の理事会や評議員会において法人業務の執行状況について報告をするとともに、福祉や介護に関わる当面の諸問題について理事長として考えを述べる。さらに他の理事や評議員との意見交換や懇談の機会を積極的に設け、相互理解を深めるようにする。
- ⑦ 各種災害対策、感染症対策等を含む社会情勢を的確に把握するとともに、それらに対して法人自らの対応策を策定し、日頃から職員に周知徹底を図り、ご利用者及び職員の安心、安全を確保する。
- ⑧ 地域交流を推進し、福祉避難所としての責務を果たすため、施設長及び各事業所責任者からその現状について情報を常に収集し、必要な支援策が実施できる体制づくりを行うとともに、効果的な実行策がとれるよう施設長等に指示する。
- ⑨ 各種の安全配慮や災害時の対応の権限者として説明責任や損害賠償等の責任を果たす。そのため、各種の安全配慮義務の内容や災害時に生じる法的諸問題について、日頃から自己研鑽に努める。
- ⑩ 法人施設の内部職員から提起される意見や苦情のほか、ご利用者家族、地域住民あるいは関係業者等からの苦情、意見、提言等に対して常に目配りや収集を行い、自ら積極的かつ適切に対応をしたうえで関係職員にも働きかけを行う。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、法人職員の給与規程に準じた支給日に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会又は評議員会その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行するときは、その費用を弁償する。

2 理事会又は評議員会その他の会議に出席する場合は、日額一律5,000円の交通費を支払うこととし、法人の業務のための旅行の費用の弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じ算定し支給する。

3 日当および宿泊料は、別に定める旅費規程別表1に記載の額とする。

(退職金)

第5条 常勤役員退職金については、社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に定める退職手当契約により行う。

2 社会福祉法人福島県社会福祉協議会の共済事業に加入した場合には、その支給を行う。

(改正)

第6条 この規定の改定については、評議員会の議決を要する。

附則

1. 平成25年5月22日より実施する。
2. 平成28年3月8日一部改正、平成28年3月16日より実施する。
3. 平成28年12月12日一部改正し同日より実施する。
4. 平成29年6月13日開催の評議員会において承認される。
5. 平成30年6月12日評議員会において承認され同日より実施する。
6. 令和元年6月19日評議員会において承認され同日より実施する。
7. 令和4年3月22日評議員会において承認され同日より実施する。

別表1

理事長手当額

区 分	手当の額
理 事 長	月額 100,000円

- 1 常勤役員(理事長)は上記手当以外の各種手当は支給しない。